

令和7年度前橋市猫の去勢・不妊手術費補助金交付要項

令和7年4月1日から適用

取扱担当課

前橋市 健康部 保健所 衛生検査課 (前橋市保健所2階)

電話 027-220-5777 (直通)

この補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	猫の飼い主等に対し、去勢・不妊手術に要した費用の一部を補助することにより、殺処分になる猫や望まれない妊娠により生まれる猫を減らすこと及び猫に起因する被害等の防止を図り、もって良好な生活環境を保持することを目的とします。
内容	<p>この補助の対象となるのは、市内に住民登録があり、その住所地に居住している個人とします。</p> <p>○ 暴力団排除に関する要件</p> <p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。</p> <p>(2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう以下同じ。）でないこと。</p> <p>(3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。</p> <p>(4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。</p> <p>(5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。</p> <p>(6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。</p> <p>(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。</p> <p>(8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。</p>
交付の対象となる事業及び対象経費	<p>1 交付の対象となる事業</p> <p>補助対象者が市内において飼育管理している猫（営利を目的として飼育している猫及びペットショップ、ブリーダー等から購入した猫を除く。）又は市内において責任を持って世話をしている所有者の判明しない猫に対して、獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条に規定する免許を有する者（以下「獣医師」という。）が行う猫の去勢又は不妊手術（オス又はメスの生殖器を摘出する等して永久的に生殖能力を抑制することをいう。）。ただし、ペットショップ、ブリーダー等から購入した猫に対して獣医師が行う去勢又は不妊手術であって、令和7年3月1日から同年3月31日までに完了（当該手術を実施し手術に係る費用の支払いを完了するまでのことをいう。以下同じ。）している場合は、交付の対象となる事業に含めるものとします。</p>

		<p>2 対象経費</p> <p>令和7年3月1日から令和8年2月28日までに完了した、1の手術に要する費用とします。また、補助金交付は1世帯につき15匹を限度とします。</p>
	交付金額	<p>猫の去勢・不妊手術に要した費用の一部として次に掲げる額を限度として補助します。</p> <p>ただし、手術に要した費用が限度額を下回る場合は当該手術に要した金額とします。</p> <p>(1) 去勢(オス) 1匹につき3,000円</p> <p>(2) 不妊(メス) 1匹につき5,000円</p>
	交付条件	<p>1 補助対象者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。</p> <p>2 補助対象者は、前橋市補助金等交付規則(平成10年前橋市規則第34号)、この要項及び補助金交付決定兼確定通知書に記載の交付条件を遵守し、事業を行わなければなりません。</p>
交付申請の手続等	交付申請の時期、方法等	<p>補助対象者は、令和8年3月13日までに次の書類を提出又は電子申請を行ってください。</p> <p>(1) 交付申請書兼実績報告書兼誓約書(様式第1号)</p> <p>(2) 獣医師が発行した当該猫の去勢・不妊手術に要した費用に係る補助対象者名義の領収書等(原本)。領収書等は原則、猫1匹につき1枚とします。</p> <p>(3) その他市長が必要と認める書類</p> <p>なお、電子申請の場合、補助金交付要項に定める様式により申請されたものとして取り扱います。(請求も同じです。)</p>
	交付決定の時期等	<p>提出された書類等の審査を行い、申請書及び領収書を受理した日から30日以内に交付の可否、金額等を決定し、次の書類により通知します。</p> <p>交付決定兼確定通知書(様式第2号)</p> <p>不交付決定通知書(様式第6号)</p>
	請求の方法、支払時期等	<p>1 前橋市猫の去勢・不妊手術費補助金交付請求書(様式第3号)により請求してください。</p> <p>2 補助金の交付決定及び額を確定した日から30日以内に支払います。</p>
	対象事業等が、変更となった場合の手続	<p>1 補助事業の内容を変更しようとする場合は、変更の手続が必要となります。</p> <p>2 上記の場合は、変更等を行う前に、変更等承認申請書(様式第4号)を提出し、承認の決定を受けなければなりません。</p>
	変更等承認決定の時期等	<p>変更等承認申請書を受理した日から14日以内に、承認の可否を決定し、次の書類により通知します。</p> <p>変更等承認通知書(様式第5号)</p>
	交付決定の取消し又は補助金の返還	<p>1 次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。</p> <p>(1) 偽りその他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき。</p> <p>(2) 補助金を他の用途に使用したとき。</p>

		<p>(3) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。</p> <p>2 次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。</p> <p>(1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合、取消しに係る部分の金額。</p> <p>(2) 交付を受けた補助金額が、交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し、確定した金額を超える場合、超える部分の金額</p>
その他	翌年度に申請ができるもの	令和8年3月1日から同年3月31日までに完了した事業は、翌年度の補助金の対象とします。交付申請の手続等については、翌年度の補助金交付要項に定めるものとします。
様式	申請書等の様式	<p>1 交付申請書兼実績報告書兼誓約書 (様式第1号)</p> <p>2 交付決定兼確定通知書 (様式第2号)</p> <p>3 交付請求書 (様式第3号)</p> <p>4 変更等承認申請書 (様式第4号)</p> <p>5 変更等承認通知書 (様式第5号)</p> <p>6 不交付決定通知書 (様式第6号)</p>